

第3回 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会

※書面による会議

日時：令和4年（2022年）2月17日（木）

1 令和4年度地域包括支援センター事業計画等について

【協議事項】

(1) 令和4年度小田原市地域包括支援センター事業計画（案）について……資料1

(2) 地域包括支援センターとみずの移設について……資料2

【資料一覧】

資料1 令和4年度地域包括支援センター事業計画（案）

資料2 地域包括支援センターとみずの移設について

参考資料1-1 地域包括支援センター運営状況調査における全国平均との比較

令和 4 年度小田原市地域包括支援センター事業計画（案）

1 地域包括支援センターの設置

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健福祉の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、次のとおり地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）を設置する。

(1) 担当地区区分（圏域）

圏域	包括名称	地区自治会連合会名
第 1	しろやま	緑、万年、幸、芦子
第 2	はくおう	新玉、山王網一色、足柄
第 3	じょうなん	十字、片浦、早川、大窪
第 4	はくさん	二川、久野
第 5	ひがしとみず	東富水
第 6	とみず	富水
第 7	さくらい	桜井
第 8	さかわ こやわた・ふじみ	酒匂・小八幡、富士見
第 9	しもふなか	下府中
第 10	とよかわ・かみふなか	豊川、上府中
第 11	そが・しもそが・こうづ	曾我、下曾我、国府津
第 12	たちばな	前羽、橘北

(2) 事業内容

① 包括的支援事業

- ア 総合相談支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号）
- イ 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）
- エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第 115 条の 46 第 7 項）

オ 認知症総合支援事業（法第 115 条の 45 第 2 項第 6 号）

② 介護予防ケアマネジメント業務（法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号）

③ 指定介護予防支援業務（法第 115 条の 22）

(3) 運営方式

社会福祉法人等への業務委託方式とする。なお、委託先は、業務継続性の担保等を勘案し、令和 3 年度と同じとする。

(4) 開所日時

次により包括センターを運営する。

区分	内容
開所日	月曜日から土曜日まで。 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの間を除く。
開所時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※働きながら介護に取り組む家族や、今後の仕事と介護の両立不安や悩みを持つ家族に対する相談支援体制の充実を図り、家族介護者の利便性の向上や介護離職を防止する観点から、土曜日の開所を実施する。

2 事業の運営方針及び取組の内容

〈基本方針〉

事業の実施に当たっては、本事業計画及び「第 8 期おだわら高齢者福祉介護計画」に基づき、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、包括センターは「地域包括ケアシステム」を構築し推進していくための中核的な機関として、市、医療機関をはじめとする各関係機関、地域の関係団体等と連携しながらその役割を担い、効果的効率的に業務を遂行できるよう機能強化を図っていく。また、第 8 期おだわら高齢者福祉介護計画における重点指針である「自分らしい高齢期の実現」に向けて、その趣旨を踏まえ、高齢者一人ひとりの生活の質を向上させることができるように努める。

(1) 包括センターの運営体制

包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するため、各包括センター内においては、保健師等は保健医療、社会福祉士等はソーシャルワーク、主任介護支援専門員等はケアマネジメント、それぞれの専門性を発揮したチームアプローチ体制の整備のほか必要な取組を行う。

また、市は包括センターの総合的な調整や運営上の助言・指導を行う。

① 人員体制の確保

市は、高齢者人口や要介護・要支援認定者数の状況や相談件数、その他業務内容を総合的に勘案し、適切な人員体制の確保に努める。

包括センターには、従事者として次に掲げる資格を有する職員をそれぞれ1名配置する。職員の配置形態は原則として常勤かつ専従のものとするが、職員の安定的な配置とその定着の促進や、仕事と育児・介護との両立のための環境を整備する観点から、常勤職員の配置が著しく困難な場合は、包括的支援事業の遂行に支障が生じない体制を確保した上で、複数の非常勤職員を常勤換算することで配置基準を満たすこととする。

ア 保健師その他これに準ずる者

イ 社会福祉士その他これに準ずる者

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

エ アからウまでの資格を有する者又は介護支援専門員

② 24時間体制の確保

緊急時の対応等を想定し、包括センターの職員に対して速やかに連絡を取ることができる体制を整備する。

③ 大規模災害・感染症への対応

大規模な地震や台風等の自然災害、感染症が発生した場合においても、必要な高齢者支援を安定して継続的に実施することができる体制を構築するため、市及び包括センターは、これらの事態が発生した際の対応方針を定め、定期的に見直しを行う。また、包括センターは、策定した業務継続計画に則り、研修やシミュレーション等を実施する。

④ 職員の資質向上

複雑・多様化する高齢者のニーズや課題に対応するため、市は、包括センタ

一職員を対象とした研修を実施し、その資質向上を図る。また、包括センターにおいては、市や県が主催する研修、各種外部研修等への参加や内部研修の実施等を通じて職員の資質向上に努めるほか、研修内容については、組織で共有を図るよう努める。包括センター間でも従事者連絡会等を通じて積極的に有益な情報交換を図り、組織全体としての資質の向上に努める。

これらの研修と並行して、包括センターの業務経験年数が浅い職員に対しては、所属を越えて同じ専門職の職員と個別に相談・対話する機会を創設することにより、業務に携わる上での悩みや不安を取り除き、職員一人ひとりが専門職として活躍することができるための体制づくりを行う。

【令和4年度包括センター職員研修計画】

市、神奈川県その他関係機関が包括センター職員を対象として実施する研修（一部は居宅介護支援事業所の介護支援専門員や介護保険サービス事業所の職員等と共同で実施）の種別、内容及び開催予定時期は次のとおり。

主管	研修名	対象者	令和4年										令和5年				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市	地域包括支援センター職員研修	初任者研修		●													
		全体研修	全職員								●						
		管理者研修	管理者								●						
	クロスメンター研修		初任者	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
	高齢者虐待防止研修		全職員					●									
	認知症初期集中支援伝達研修		未受講の職員							●							
	多職種共同研修		全職員				●					●					
	介護従事者医療連携研修		全職員		●		●					●					
	ケアプラン点検研修		全職員		●						●						
ケアマネジメント技術向上研修		全職員							●	●	●						
県	地域包括支援センター職員等養成研修	初任者研修									●						
		現任者研修	全職員										●				
		管理者研修	管理者												●		
	介護予防従事者研修	地域ケア個別会議編	全職員							●							
入門編		全職員								●							
その他	【（一財）長寿社会開発センター】 地域包括支援センター関係研修	基礎研修	初任者								●						
		実践能力向上研修	全職員										●				
		課題別研修	初任者以外												●		
	【（一財）長寿社会開発センター】 地域包括ケア担当職員セミナー	全職員														●	
【（一社）神奈川県介護支援専門員協会】 地域包括連携会議	全職員									●						●	

※県及びその他の団体が主管の研修については、令和3年度の開催実績を参考に掲載

（市が実施する研修の概要）

➤ 地域包括支援センター職員研修

初任者・職員全体・管理者と各々の立場に応じて、包括センター特有の業務を円滑

に進めるための技術を高めることにより、包括センター職員一人ひとりの資質向上を図るとともに、包括センター全体の組織力を向上させ、その活動を支援する。

➤ **クロスメンター研修**

包括センターでの業務経験年数が浅い職員に、先輩職員とのコミュニケーションの場を設定することで、専門職として包括センター特有の業務に携わる上での悩みや不安を取り除き、モチベーションの維持・向上を図る。

➤ **高齢者虐待防止研修**

包括センター毎に高齢者虐待の対応に差が生ずることのないよう、対応方法や帳票の記載方法等の統一化を促進するほか、高齢者虐待に対する関係者のネットワーク構築を図り、適切かつ迅速な対応を図る。

➤ **認知症初期集中支援伝達研修**

(5)認知症総合支援事業の②に掲げる認知症初期集中支援事業を実施する上で必要な基礎知識を共有し、新たに当該事業のチーム員となる包括センター職員を養成する。

➤ **多職種共同研修**

高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域において生活できるよう支援する地域包括ケアシステムを実現するために重要な在宅医療・介護連携を進める。

➤ **介護従事者医療連携研修**

介護支援専門員及び包括センター職員がケアプランを作成する上で必要な医療従事者との連携体制の整備を進めるほか、介護サービス事業所が立案するサービス計画書のポイントや自立支援の視点を取り入れ、具体性のあるサービス計画書の立案を推進する。

➤ **ケアプラン点検研修**

ケアプラン点検から抽出された特徴や課題を踏まえ、ケアプラン作成やケアマネジメントに関する考え方について学び、包括センター職員のケアマネジメントの質の向上を図る。

➤ **ケアマネジメント技術向上研修**

自立支援の理念を実現するため、必要なケアマネジメントの知識や技術を習得し、包括センター職員のケアマネジメントの質の向上を図る。

⑤ 個人情報保護

包括センターは、高齢者の心身の状況や家庭の状況など広範な個人情報を知り得る立場にあることに鑑み、高齢者等の個人情報の管理や利用に当たっては個人情報保護に関する法令等の規定を遵守する。

⑥ チームアプローチ体制の整備及び包括センター間の連携強化

包括センターは、高齢者の支援記録等を適切に作成するほか、当該記録等を各専門職間で共有する。高齢者の支援に当たっては、各専門職の専門性を踏まえて業務を分担するとともに、必要に応じて各専門職が連携してこれを行う。

また、包括センター間においても、市内の各包括センターが同等のサービス

提供ができるよう、従事者連絡会等を通じて情報交換や連携強化に努める。

⑦ 運営状況の評価と業務改善への取組

包括センターは、毎月業務終了後に、事業の実施状況を確認するための報告書類など必要な書類を作成し、期日までに市へ提出する。

包括センターは、自ら運営状況の評価するとともに、利用者や関係団体等からの意見聴取等を行うなどにより、包括センターの業務における課題等を把握し、業務の改善につなげる。また、従事者連絡会等を通じ、包括センター間で積極的に情報交換や意見交換等を行うことで、それぞれの包括センターにおける業務改善につなげていく。

市は、包括センターが実施した評価表を基に運営に対する評価を定期的に行うとともに、包括センターの運営に関する外部評価を実施し、調査結果を整理・分析する。運営に関する評価については、小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会の協議を踏まえて結果を公表するほか、介護サービス情報公表システム等を活用し、包括センターの業務内容や運営状況等を公表する。包括センターは、機会を捉え地域住民や関係機関に対し運営状況の周知を図る。

⑧ 苦情への対応

包括センターは、相談支援業務等の質を高め、利用者の満足度の向上に寄与するため、利用者からの苦情対応について、受付体制の整備及び周知、記録の整備・共有、市への報告等の措置を適切に行う。

(2) 総合相談支援業務

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、支援が必要な高齢者の把握に努め、個々の高齢者にどのような支援が必要かを的確に把握し、適切なサービスの導入や関係機関への引き継ぎ等の支援を行う。

① 高齢者の実態把握及び支援

支援を要する高齢者等に対し戸別訪問を行い、高齢者等の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。

特に孤独死・孤立死の恐れのある世帯については、その実態把握に努め、地域と連携を図り、見守り等の支援体制を構築するなど、課題解決に努める。

実態把握により対応が必要と認められる高齢者への訪問のほか、高齢者本人、その家族からの相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなぐなどの支援を行う。

受け付けた相談については、内容の分類を行い、包括センター内で共有する。

また、適切な機関等に引き継ぎを行った後も、当該機関等から情報を得るなどして必要なフォローアップをする。

専門的・継続的な関与が必要な時は、ケース会議のほか、必要により個別ケア会議を開催して対応を協議し、個別の支援計画を策定する。

② 支援を要する高齢者の早期発見に関する取組

民生委員、医療機関、介護保険事業所、地域団体その他の関係機関とのネットワークを構築・強化し、これら関係機関との情報交換等を通じ、支援を要する高齢者の早期発見に努める。

総合相談支援等が円滑に行われるよう、地域において包括センターの役割等を周知する。

(3) 権利擁護業務

成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害ほか権利擁護の観点から支援が必要な高齢者及びその家族介護者に対する専門的・継続的な支援を行う。

① 成年後見制度の利用支援と普及

高齢者の判断能力や生活状況等を把握した結果、介護サービス等の契約、預貯金等の財産管理等について支援が必要な場合など、成年後見制度を利用する必要があると判断した場合は、高齢者本人や親族に対して、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係団体や機関の紹介等の利用支援を行う。

成年後見制度の利用に際し、申立権のある親族がいない場合、また、申立権のある親族がいても申立てを行うことができない特段の理由がある場合は、市に報告し、市長による申立てにつなげる。

また、成年後見制度を幅広く普及させるため、令和4年度に設置予定の中核機関と連携して地域住民や関係機関等へ啓発活動を行う。

② 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応

民生委員、医療機関、介護保険事業所、地域団体その他の関係機関とのネットワークを構築・強化し、これら関係機関との情報交換等を通じ、虐待の早期発見に努める。

神奈川県高齢者虐待防止対応マニュアル、小田原市高齢者虐待帳票運用ルール等に則り、虐待を発見したとき又は虐待の通報を受けたときは、速やかに市に連絡する。市と連携し、当該高齢者の安全の確認、虐待の種類及び緊急性の有無等の状況を把握し、コアメンバー会議で対応策を検討する。

なお、施設等における虐待についての通報を受けた時は、速やかに市に連絡し、虐待の事実確認を含む措置は市が行う。

③ 消費者被害の防止に関する対応

民生委員、医療機関、介護保険事業所、地域団体その他の関係機関等に消費者被害の情報提供や防止に向けた普及啓発を行い、関係機関と連携して、消費者被害の早期発見と防止に努める。

高齢者や家族、関係機関等からの相談や実態把握によって、消費者被害に関する問題が発生している、又はその恐れがあると認められる時は、小田原市消費生活センター等の関係機関と連携を図り、必要な支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要なことから、多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築するほか、様々な社会資源の把握・活用・開発を図る。

① 生活環境変化等への対応

高齢者が居宅、施設、病院等に移る際に、一貫した体制で継続的なケアマネジメントがなされるよう、施設や医療機関等の関係機関と必要な調整を行う。また、介護支援専門員ほか各支援者が支援チームとして同じ目標に向かって連携できるよう支援する。

② 介護支援専門員の支援

ケアマネジメントの質の向上を図るため、介護支援専門員に対して介護保

険サービスなど、高齢者のケアマネジメントに資する情報を収集・発信するほか、介護支援専門員の課題に対する研修会を実施し、介護支援専門員の資質の向上につながるよう支援していく。

介護支援専門員が抱える困難事例について、指導助言、同行訪問、個別ケア会議の開催等の支援を行う。

介護支援専門員から受けた相談事例については、内容の整理分類を行い経年的に把握し、包括センター内で共有する。

③ 関係機関相互の連携体制の構築

高齢者の包括的・継続的な支援の円滑化を進め、民生委員、医療機関、介護保険事業所、地域団体その他の関係機関相互の連携体制の構築を図るため、これらの関係機関による情報交換の場の確保や研修会の開催等を行う。

④ 社会資源の把握・活用・開発

相談時における情報提供のほか、包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備等に活用するため、地域に存在する社会資源の把握を進める。把握した地域資源の情報をまとめ、関係機関や地域住民へ提供する。また、これら社会資源の活用や改善のほか、新たな社会資源の開発のための取組を進める。

⑤ 地域包括ケアの推進に向けた地域ケア会議の活用

個別の課題から地域課題を整理し、地域づくりや資源開発、多職種間ネットワーク構築等を行うことで地域包括ケアの推進を図る。

ア 個別ケア会議

専門職や地域住民など、高齢者を取り巻く多くの支援者により、個別の事例ごとに課題を集約、整理し、高齢者が自立した日常生活を営むために必要な体制づくりや課題解決へと向けた検討を行う。

個別ケア会議は、包括センターが主催し、必要な都度開催する。

イ 圏域ケア会議

個別ケア会議の開催を通じて得られた地域課題や総合相談支援業務など日常の業務を通じて把握した地域課題等を整理し、共有し、地域づくりや社会資源の開発に向けて取り組む。

圏域ケア会議は、包括センターが主催し、圏域内の自治会連合会の区域ごとに年1回以上開催する。なお、圏域内の複数の自治会連合会の区域を併せ

て開催しても差し支えない。

ウ 自立支援ケア会議

高齢者の自立支援及び生活の質の向上に資するケアマネジメントと、それに基づく介護サービスの提供をするため、専門多職種の見点でケアプランの検討を行う。

自立支援ケア会議を通じて、個別ケースの支援、多職種連携体制の整備・強化、地域の関係機関の相互連携、地域課題の把握、参加者のスキルアップを図る。

自立支援ケア会議は、市が主催し、年 18 回開催する。

エ 地域包括ケア推進会議

自立支援ケア会議、個別ケア会議、圏域ケア会議等で把握された地域課題を共有し、日常生活圏域レベルで解決に向かえない地域課題や市全体で対応すべき課題を整理し、政策形成へつなげる。

地域包括ケア推進会議は、市が主催し、年 1 回以上開催する。

⑥ 介護予防・自立支援の理念に関する普及啓発

高齢者やその家族の介護予防や自立支援・重度化防止に向けた意識を高めることにより、高齢者の生活の質を向上させ、一日でも長く住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域で開催されるサロン活動の場等を通じて普及啓発を行う。

(5) 認知症総合支援事業

① 認知症の正しい知識の普及と啓発

認知症サポーター養成講座の開催等、地域において認知症高齢者を支えるあらゆる年代の市民や事業者等に対し、認知症の正しい知識や理解のための啓発活動を行う。

認知症の人とその家族が、自分らしく安心して暮らしていくために、認知症の症状とケアの流れ、支援体制を紹介した「認知症ケアパス」が有効に活用できるよう、その普及に努める。

② 認知症の人とその家族に対する支援

総合相談支援業務等を通じて、認知症の人及び認知症が疑われる人の相談

を受けた時は、医療機関との連携等により、相談・早期受診を促す。

また、認知症初期集中支援事業において、保健師又は看護師及び社会福祉士等が認知症初期集中支援チームの一員として認知症の人などを訪問し、専門医と連携しながら認知症の初期支援を包括的、集中的に行う。

(6) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援認定者や事業対象者に対し自立支援に向けたケアマネジメントを行い、要介護状態になることを予防するため、心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な支援を行う。

① 介護予防・日常生活支援総合事業に関する適切な説明

② 適切なサービスにつなげるためのアセスメントとケアプラン作成

適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成する。

総合事業（通所型サービスC）の利用が必要とされる高齢者を把握し、その人へのアセスメントを実施し、ケアプランを作成する。

③ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の委託の適正実施

介護予防ケアマネジメントや介護予防支援の業務の居宅介護支援事業所への再委託を円滑に行うことができるよう環境を整備するほか、再委託を実施する場合には、居宅介護支援事業所の公平・中立な選定や再委託先への包括センターの関与が適正に行われるよう確保する。

3 小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会

介護保険法施行規則第140条の66第4号の規定に基づき、包括センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他包括センターの円滑かつ適正な運営を図るため、小田原市高齢者福祉・介護保険事業推進委員会を設置し、次の所掌事項について調査審議し、その結果を報告し、必要に応じて意見を具申する。

(1) 所掌事項

- ① おだわら高齢者福祉介護計画の策定、推進に関すること。

- ② 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事。
- ③ 地域指定密着型（介護予防）サービスの指定等に関する事。
- ④ その他市長が必要と認める事項

4 包括センターの運営支援

(1) 包括センター従事者連絡会等

包括センターの円滑な運営を図るため、従事者連絡会及び職種別部会を組織する。

① 従事者連絡会

ア 構成

包括センターの管理者及び高齢介護課職員

イ 所掌事項

包括センターの共通課題等（職種別部会の所掌事項を除く。）に関する連絡調整及び当該共通課題等への対応、その他の包括センターと高齢介護課との連絡調整に関する事。

ウ 開催回数

原則月1回とする。

② 職種別部会

ア 構成

包括センターの各専門職及び高齢介護課職員

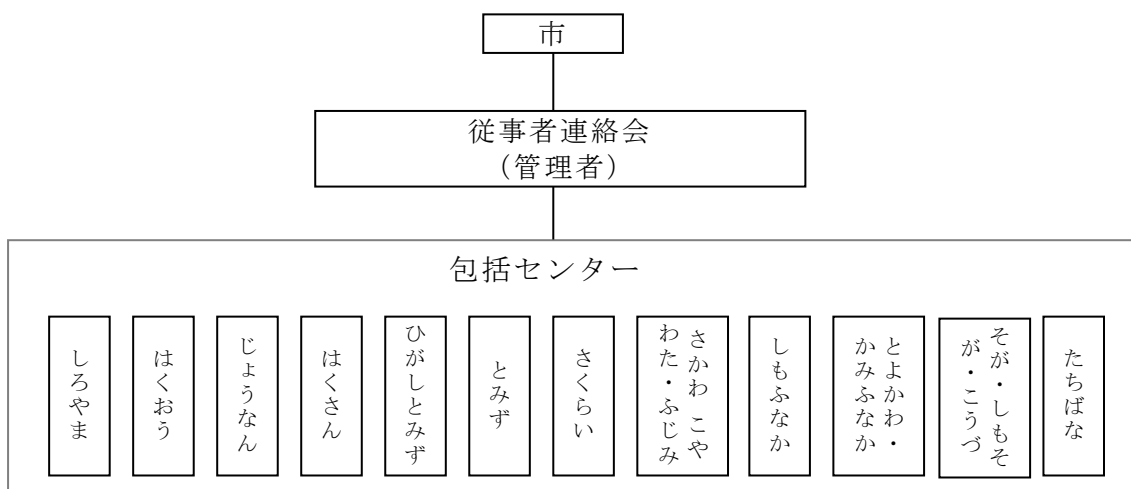
イ 所掌事項

共通課題等に関する連絡調整及び当該共通課題等への対応、その他の包括センターと高齢介護課との連絡調整に関する事。

ウ 開催回数

原則月1回とする。

【市と包括センターの体制】



職種別部会事業（各業務における重点的な取組）

担当部会	重点事項	事業
保健師・ 看護師部会	～住み慣れた地域でいつまでも自分らしく過ごすために～	介護予防の取組 ～地域診断からフレイル予防の視点で考える～
社会福祉士 部会	関係団体との連携強化と包括センター 社会福祉士の専門性の研鑽	権利擁護業務における 専門職との連携と 相談～知識の向上
主任介護支援 専門員・介護 支援専門員 部会	ケアマネジメントの質の向上	ケアマネジメント 支援事業

【保健師・看護師部会】

重点事項	～住み慣れた地域でいつまでも自分らしく過ごすために～
事業名	介護予防の取組み～地域診断からフレイル予防の観点で地域へのアプローチを考える～
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>高齢化が進み、介護保険制度が普及してきているが、その制度への理解はまだ乏しく、地域住民の健康意識や介護予防に対する意識は低いと感じられる現状がある。</p> <p>また、地域によっては様々なインフォーマルサービスがありながら、地域住民がその情報を把握しきれていないため、地域資源をうまく活用することができず、介護保険制度に依存する傾向があると感じている。</p> <p>一方で、病院からの退院が早期になされるなど、様々な疾患を抱えながらも、在宅生活を送ることを求められる現状であり、高齢者の自立した生活を支援する必要性は高まっている。</p> <p>こうした中で、介護保険制度やインフォーマルサービス等を含め、地域包括ケアシステムの構築に関して、地域住民に普及啓発する必要があると考えている。さらに、地域活動に出る中で、住民意識や生活背景等、地域によって違いが見られる印象があるが、地域特性を明確に捉えることはできていない。地域の特性に合わせ、介護予防・重度化防止への取組を進めていく必要性を感じていることから、地域診断を実施した。</p> <p>令和元年度は「地域診断～資料集」を作成。令和2年度は、「地域診断～資料集」を基に各地域の分析を実施。令和3年度は共通課題であるフレイルに焦点をあてた。部会員が効果的な発信方法及び必要なポイントを習得できるように、正しい知識（基礎知識）について専門家より講義を受け、内容を整理し共通ツール作成に取り組んでいる。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口腔・栄養、医療、運動、社会参加の4項目について部会員が同水準で地域活動を行うための共通ツールの作成 ・フレイル予防について、地域活動を行うにあたっての効果的なアプローチ方法及び対象者の検討
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が高い健康意識や「自助努力」の考えを持ち、有する能力の維持に努めることができる。 ・地域住民が、自身の暮らしている地区のインフォーマルサービスを把握することができる。 ・地域住民が、介護保険制度を理解し、インフォーマルサービスを活用しながら、在宅生活を送ることができる。 <p>【成果指標】</p> <p>令和4年8月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防(口腔・栄養、医療、運動、社会参加)の4項目を踏まえた共通ツールの完成 <p>令和4年10月まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防について、地域活動を行うにあたっての効果的なアプローチ方法及び対象者の検討

	<p>令和4年 11 月以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通ツールを活用し、地域活動の開始 ・参加対象者へのアンケート実施
事業内容	<p>【令和元年度・2 年度・3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各関係者と連携し、地域住民の状況や地域資源等を情報収集し、「地域診断～資料集」を作成。地域課題を見出し、共通課題であるフレイルについて地域活動を行う準備として、専門家より講義を受けた。 <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防について、地域への効果的なアプローチ方法及び対象者の検討 ・高齢者ひとりひとりが「自助努力」の考えを持ち、有する能力を維持するための支援について考える。 ・包括センターの職員として保健師や看護師の専門性を活かしながら地域に出向き、地域の方々と顔がみえる関係性を築くことで、相談しやすい体制を作る。 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防について共通ツールを作成し、地域への効果的なアプローチ方法を検討し、地域活動を実施する。また、実施後はアンケートを実施して評価につなげる。
事業期間	令和元年度から複数年
備考	

【社会福祉士部会】

重点事項	関係団体との連携強化と包括センター社会福祉士の専門性の研鑽
事業名	権利擁護業務における専門職との連携と相談援助技術・地域支援の知識の向上
現状と課題	<p>【現状】</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防のため権利擁護業務に従事する専門職団体との事例検討会を見送ったが、コロナ禍においても各専門職団体との連携は欠かせないとの意見もあったため、令和3年度、社会福祉士部会としては初めてオンライン形式にて交流会を実施した。又、交流会前に自らのファシリテーション技術を見直し、学び、成長するため講師を招き、ファシリテーションの基礎についての研修を行った。</p> <p>令和2年度に作成した「地域住民向け成年後見制度の講話資料」「成年後見制度に関する相談業務のマニュアル」は実際の業務で活用し始め、より使いやすく分かりやすいものにするためのブラッシュアップを行っている。</p> <p>独居の方や高齢夫婦のみの世帯、複合的課題世帯が増加し、地域のつながりが希薄化している今、権利擁護を含む包括センターの支援に対する地域のニーズが高まっている。</p> <p>【課題】</p> <p>包括センターに配置されている社会福祉士は経験年数が様々であるが、技術・知識・</p>

	<p>経験のスキルアップは経験年数に関わらず共通の課題である。又、地域の多様なニーズに応えるためには専門職と如何に連携を図っていくかということも重要な課題である。</p> <p>包括センターに社会福祉士が配置されている理由、自らの専門性を今一度理解した上で、技術・知識・経験のスキルアップが必要である。同時に、交流会等を通じ各専門職団体と顔を合わせる機会を設け続けることで、対象者からの相談があった際に素早く連携を図り対応できるようつながり続けていくことが必要である。</p>
目 的	<p>①専門職団体(弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、社労士会、税理士会等)や小田原市社会福祉協議会との連携を図ることで、権利擁護業務の円滑化を促進する。</p> <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢に左右されず、臨機応変に専門職団体と連携を図ることができる。 <p>②包括センターの社会福祉士の専門性を理解し、相談援助技術の向上を図ることで地域の多様なニーズに応える柔軟性を身に付ける。</p> <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルと講話資料の業務実践、内容のブラッシュアップができる。 ・部会内でピアスーパービジョン体制を確立し、相談援助技術の研鑽ができる。
事 業 内 容	<p>①権利擁護に携わる専門職と連携し、支援しやすい環境整備を行うため、専門職団体と顔の見える関係づくりを行う。</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面、オンラインと方法を問わない形での専門職団体との交流会又は事例検討会の実施。 ・小田原市、社会福祉協議会を交えての地域の実情や支援についての話し合い。 <p>②部会内で事例相談、検討や自身の実践を振り返る時間を設け、包括センターの社会福祉士の相談援助技術の向上を目指すとともに、相談業務における疑問や不安を解消できる場とする。</p> <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会内での事例検討や実践の振り返りの実施…通年 ・講師を招いての研修会の実施…年1回以上 ・エンディングサポート諸制度についてのマニュアルの作成
事 業 期 間	令和4年度
備 考	

【主任介護支援専門員・介護支援専門員部会】

重点事項	ケアマネジメントの質の向上
事業名	ケアマネジメント支援事業
現状と課題	<p>【現状】 令和3年度部会事業として居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護～看護小規模多機能型居宅介護～に所属するケアマネジャー（以下「在宅生活の支援を行っているケアマネジャー」）にアンケートを行い、ケアマネジャー業務における悩みや困りごと、当部会に望む事などを集計分析するとともに、ケアマネジャーの円滑な支援を行うためのヒアリングを実施した。</p> <p>アンケートとヒアリングの内容から、高齢者の生活を支えるための地域の社会資源が不足しており、その不足を補うためにケアマネジャーがケアマネジメント業務以外の活動を求められ、業務を圧迫されている状況にあることが分かった。</p> <p>また、在宅生活の支援を行っているケアマネジャーの中では社会資源活用に向けた意識が高まっている状況にあることも分かった。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に不足している社会資源開発のための手技や手法について当部会を含め在宅生活の支援を行っているケアマネジャーの理解が十分ではない。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・当部会員が在宅生活の支援を行っているケアマネジャーと協力して社会資源開発の活動に取り組んでいくことができる。 ・社会資源を開発できるように3年を目標に経年的に活動していく。 <p>【成果指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当部会員が社会資源開発の手技、手法を理解できる。 ・ケアマネジャー交流会（年1回）で社会資源開発に対する在宅生活の支援を行っているケアマネジャーの声を拾い、「活動したい」と回答する在宅生活の支援を行っているケアマネジャーが50%以上いる。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当部会員が社会資源開発について研修を受け、スキルアップを図る。 ・不足している社会資源の開発につなげられるように、在宅生活の支援を行っているケアマネジャーとネットワークを構築し、ロードマップを作成する。 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当部会員対象の社会資源開発についての研修を受講する。 ・在宅生活の支援を行っているケアマネジャー交流会を開催（年1回）。 ・在宅生活の支援を行っているケアマネジャーと協力して社会資源開発のためのロードマップを作成し、周知する。
事業期間	令和4年度から令和6年度まで
備考	

地域包括支援センターとみずの移設について

- 1 移設時期 令和4年度中
- 2 受託法人 社会福祉法人小田原福祉会
- 3 現 在 地 小田原市清水新田 271 番地
- 4 移設予定地 小田原市飯田岡 479 番地
- 5 施設規模 木造2階建 延床面積 93.64 m²

6 移設理由

神奈川県道路整備計画（小田原市都市計画道路穴部国府津線・県道沼田国府津線）に基づく県道小田原山北線の道路拡張計画推進に協力するため、センターの建物を取り壊す必要性が生じたことに伴い、現在地から移設するもの。

移設予定地については、近隣に富水小学校やタウンセンターいずみがあり、地理的な側面で第6圏域における生活の中心に位置することなどを踏まえて選定された。

7 移設周辺地図



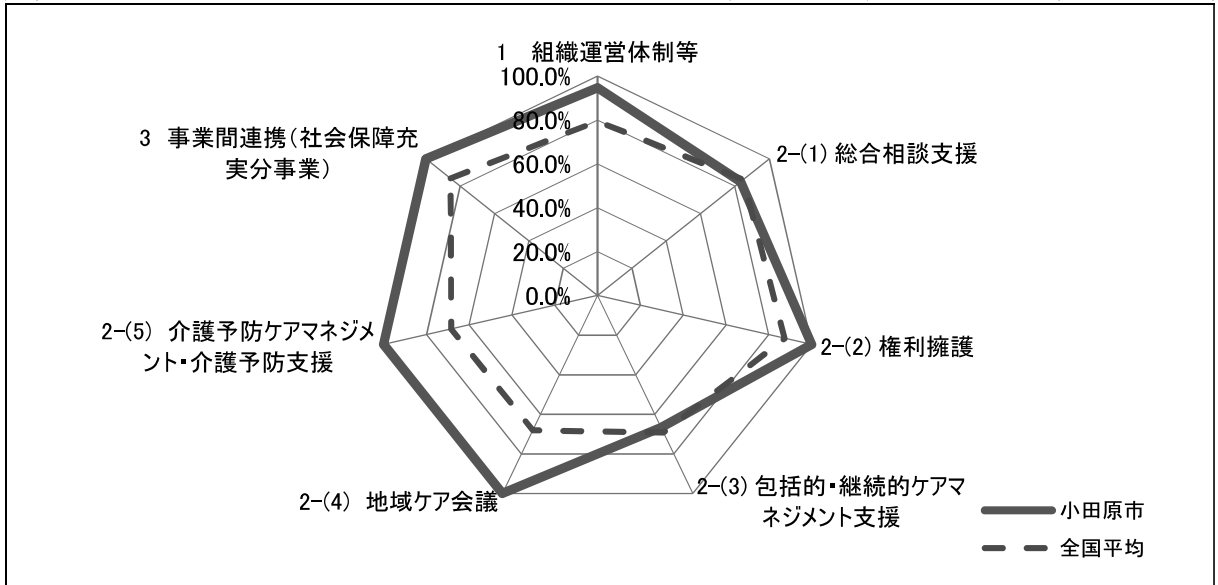
8 備考

移設予定地は、小田原市立地適正化計画における「居住誘導区域」内にあり、本市が目指すコンパクトなまちづくりの方向性にも適合している。

【地域包括支援センター運営状況調査における全国平均との比較】 (令和2年度実績)

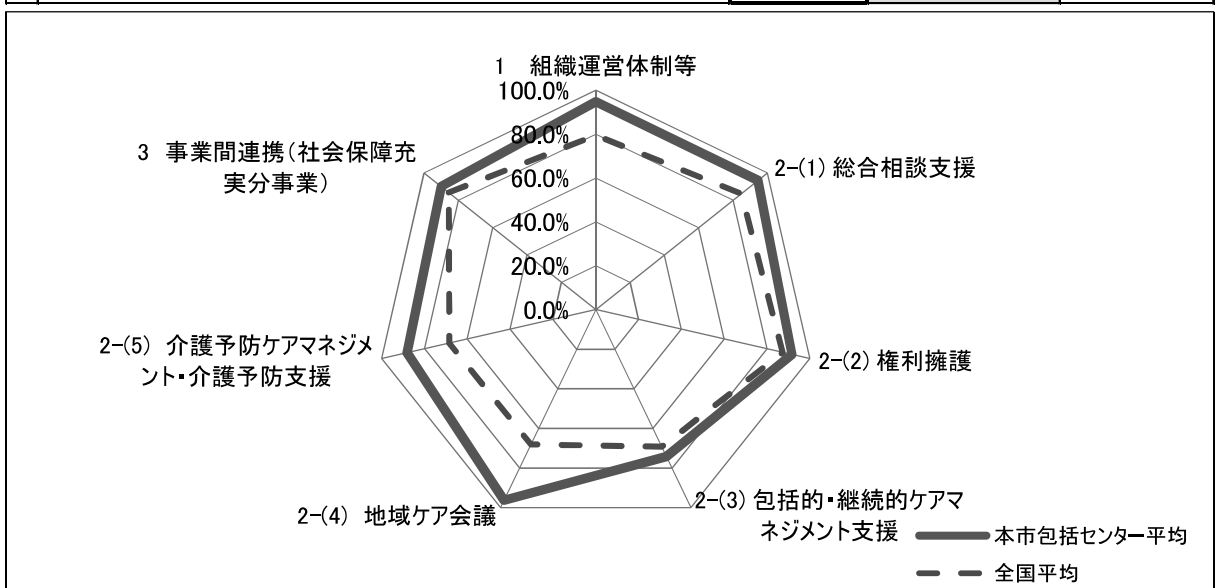
1 市の評価結果と全国平均との比較

	小田原市	全国平均	[参考]R2年度実績 (全国平均)
1 1 組織運営体制等	94.7%	79.4%	78.1%
2 2-(1) 総合相談支援	83.3%	84.8%	83.8%
3 2-(2) 権利擁護	100.0%	87.4%	85.9%
4 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	66.7%	69.2%	66.9%
5 2-(4) 地域ケア会議	100.0%	68.0%	66.8%
6 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	100.0%	68.4%	64.8%
7 3 事業間連携 (社会保障充実分事業)	100.0%	85.6%	88.4%



2 本市包括センターの平均と全国平均との比較

	本市包括センター平均	全国平均	[参考]R2年度実績 (全国平均)
1 1 組織運営体制等	94.7%	79.4%	78.1%
2 2-(1) 総合相談支援	94.4%	84.8%	83.8%
3 2-(2) 権利擁護	91.7%	87.4%	85.9%
4 2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	74.2%	69.2%	66.9%
5 2-(4) 地域ケア会議	96.3%	68.0%	66.8%
6 2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	88.2%	68.4%	64.8%
7 3 事業間連携 (社会保障充実分事業)	90.0%	85.6%	88.4%



【地域包括支援センター運営状況調査における小田原市の評価結果】

(令和2年度実績)

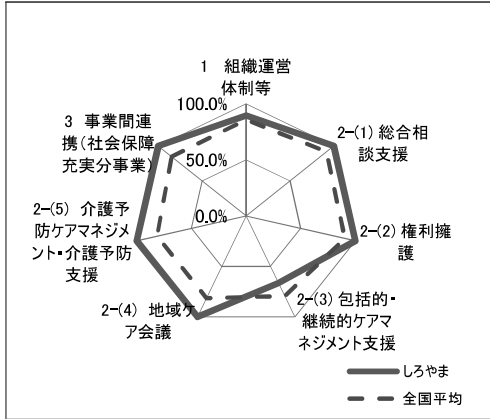
		市町村指標	該当するものに○	全国平均
1 組織・運営体制等				
(1) 組織運営体制				
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	71.2%
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	75.0%
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	48.5%
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	○	85.8%
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	○	96.7%
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	○	92.4%
7	Q25	センターにおいて、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	×	75.0%
8	Q26	センターの3職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)の状況が1,500人以下であるか。	○	59.9%
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	48.5%
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	74.8%
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	78.1%
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	96.0%
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○	84.4%
平均点数・個数			12	9.9
平均点数・%			92.3%	75.9%
(2) 個人情報の保護				
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○	93.5%
15	Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○	81.7%
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○	89.7%
平均点数・個数			3	2.6
平均点数・%			100.0%	88.3%
(3) 利用者満足の向上				
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	82.9%
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○	95.8%
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○	79.3%
平均点数・個数			3	2.6
平均点数・%			100.0%	86.0%
1 組織運営体制等 計 点数:個数			18	15.1
1 組織運営体制等 計 点数:%			94.7%	79.4%
2 個別業務				
(1) 総合相談支援業務				
20	Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。	×	83.1%
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の最終条件を定めているか。	○	50.5%
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	90.1%
23	Q41	1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	98.4%
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	96.8%
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	90.1%
平均点数・個数			5	5.1
平均点数・%			83.3%	84.8%

市町村指標			該当するものに○	全国平均
(2) 権利擁護業務				
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	80.8%
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	92.3%
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	94.5%
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	82.0%
平均点数・個数			4	3.5
平均点数・%			100.0%	87.4%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務				
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。	○	80.4%
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	71.6%
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	×	51.7%
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	○	55.0%
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	81.4%
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	×	75.4%
平均点数・個数			4	4.2
平均点数・%			66.7%	69.2%
(4) 地域ケア会議				
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	68.8%
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください。)	○	55.8%
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	67.5%
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	89.2%
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	87.2%
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	77.7%
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	77.9%
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	68.2%
44	Q65	生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○	63.5%
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	75.8%
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	88.0%
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	○	14.9%
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。	○	49.7%
平均点数・個数			13	8.8
平均点数・%			100.0%	68.0%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援				
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	67.4%
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	83.7%
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	35.6%
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	63.9%
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	63.5%
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○	96.4%
平均点数・個数			6	4.1
平均点数・%			100.0%	68.4%
2 個別業務 計 点数:個数			32	25.7
2 個別業務 計 点数:%			91.4%	73.4%

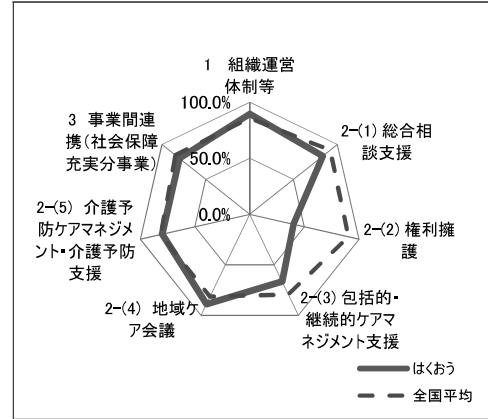
		市町村指標	該当するものに○	全国平均
3 事業間連携(社会保障充実分事業)				
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○	73.9%
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○	81.6%
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	88.1%
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	92.8%
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○	91.8%
3 事業間連携 計 平均点数・個数			5	4.3
3 事業間連携 計 平均点数・%			100.0%	85.6%

【地域包括支援センター運営状況調査における各包括センターと全国平均との比較（令和2年度実績）】

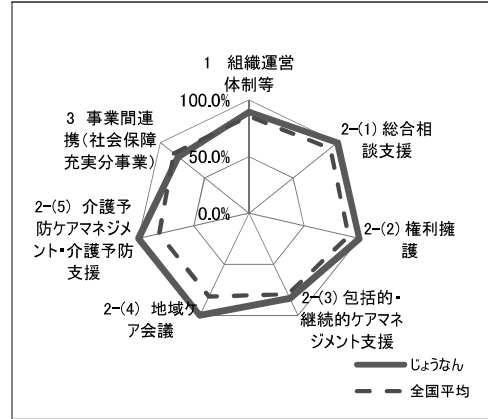
1 しろやま



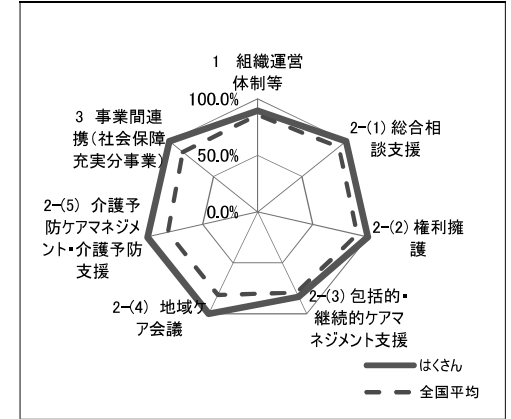
2 はくおう



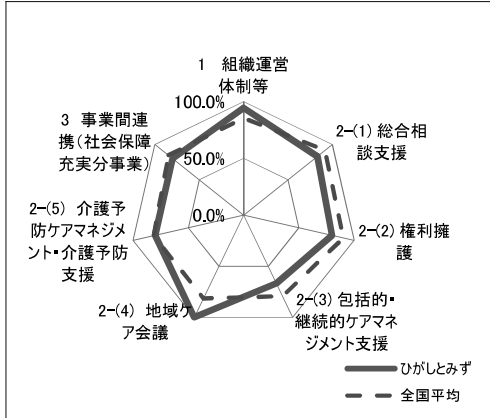
3 じょうなん



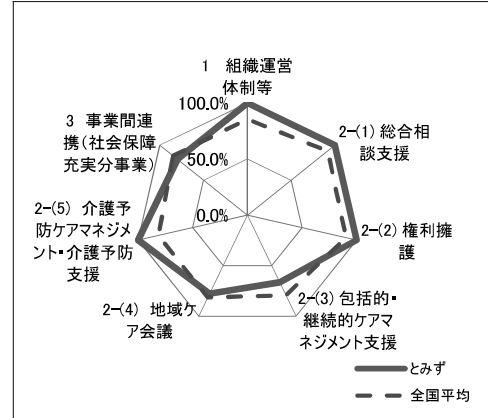
4 はくさん



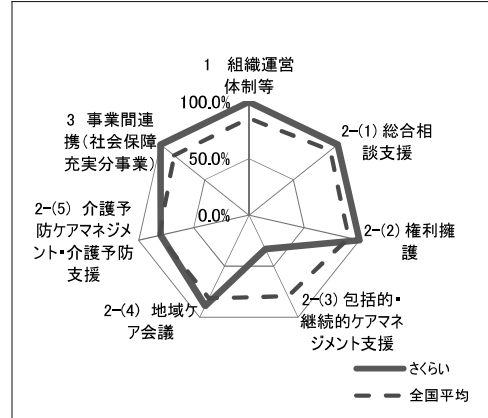
5 ひがしとみず



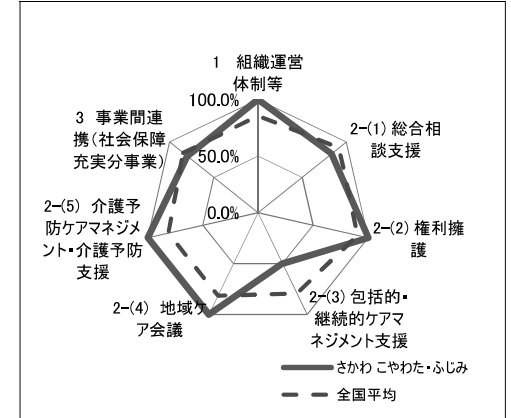
6 とみず



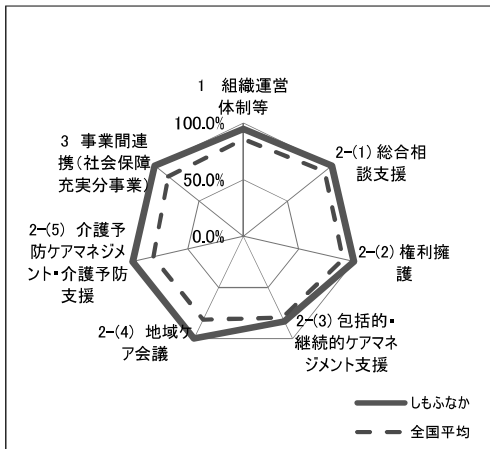
7 さくらい



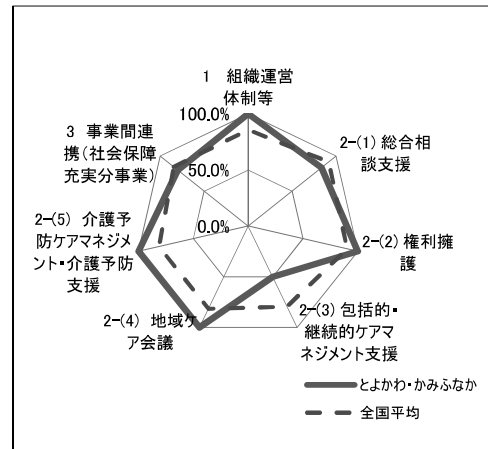
8 さかわ こやわた・ふじみ



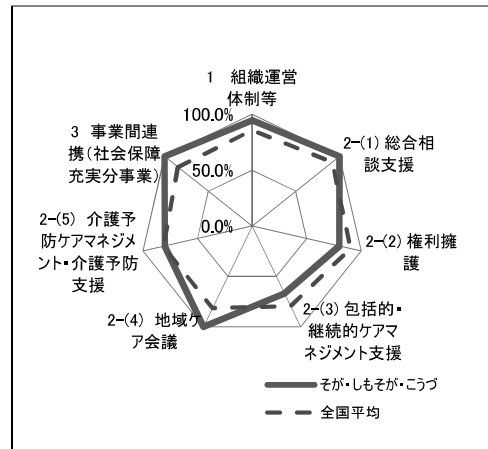
9 しもふなか



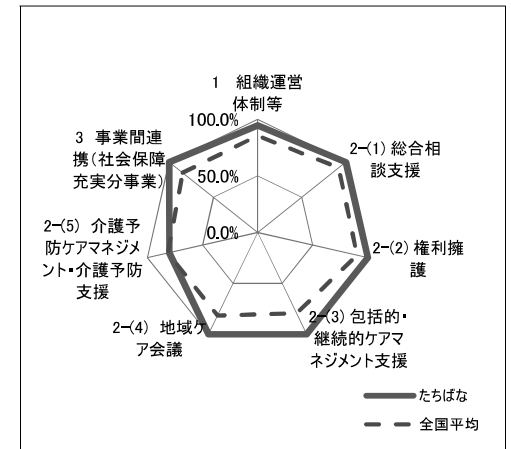
10 とよかわ・かみふなか



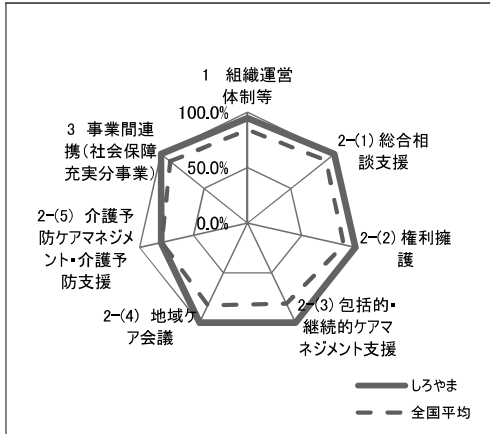
11 そが・しもそが・こうづ



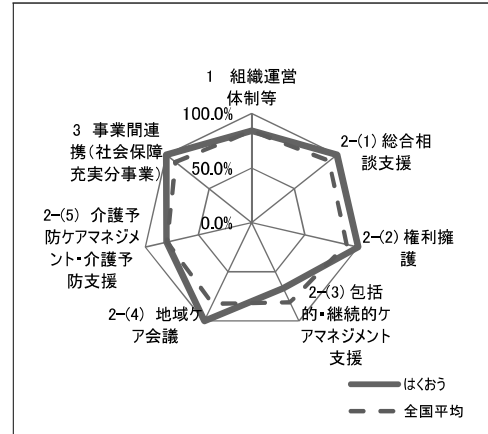
12 たちばな



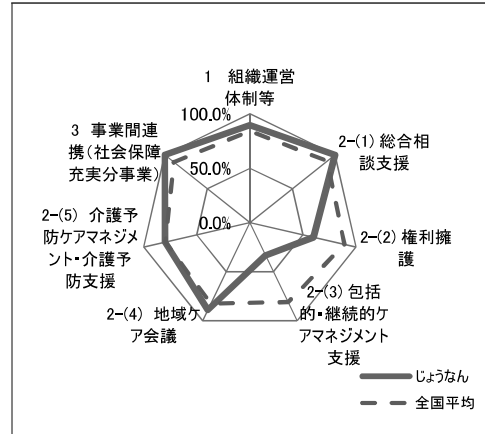
1 しろやま



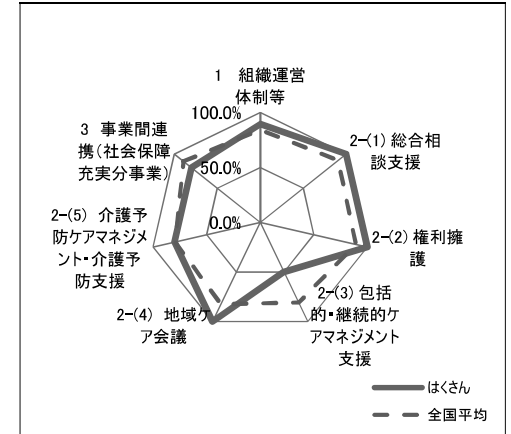
2 はくおう



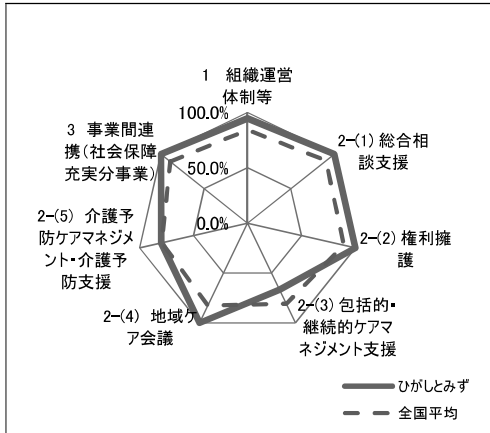
3 じょうなん



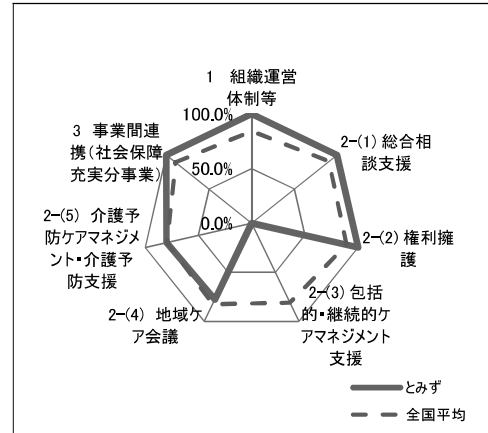
4 はくさん



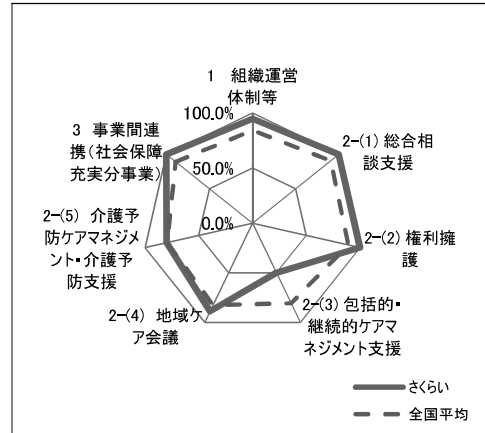
5 ひがしとみず



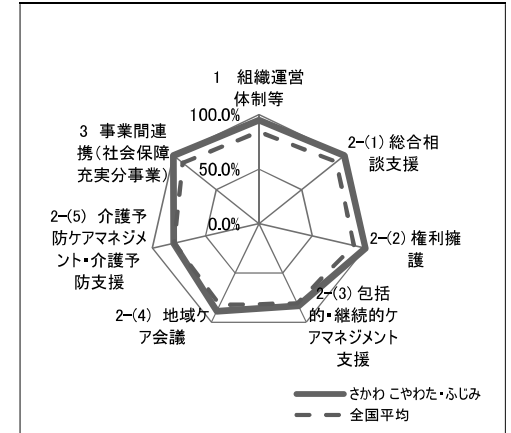
6 とみず



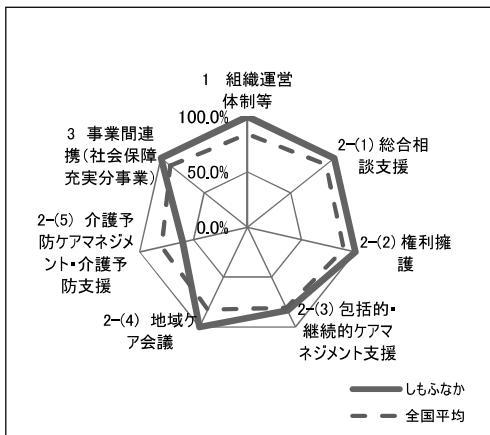
7 さくらい



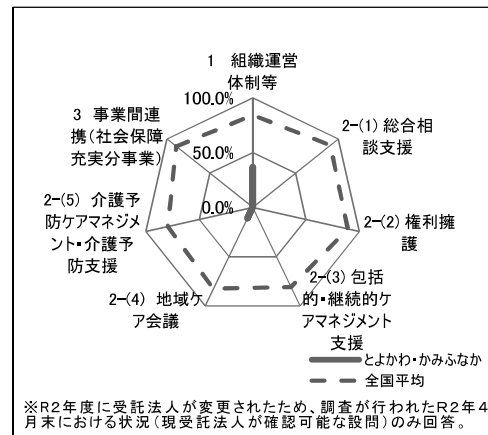
8 さかわ こやわた・ふじみ



9 しもふなか

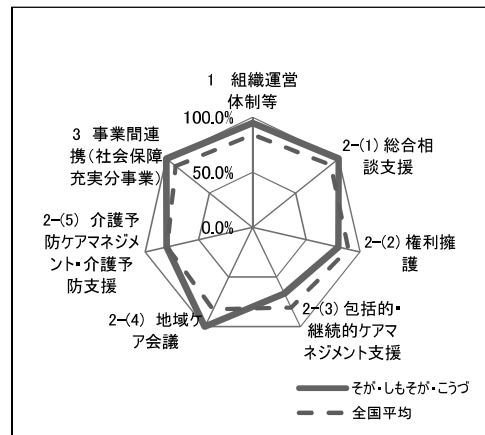


10 とよかわ・かみふなか

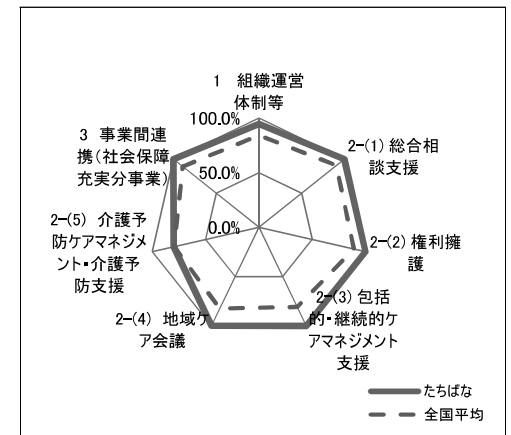


※R2年度に受託法人が変更されたため、調査が行われたR2年4月末における状況(現受託法人が確認可能な設問)のみ回答。

11 そが・しもそが・こうづ



12 たちばな



【地域包括支援センター運営状況調査における各包括センターの評価結果】

(令和2年度実績)

センター項目	全国調査結果	本市包括センター平均	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12												
			しろやま	はくおう	じょうなん	はくさん	ひがしとみず	とみず	さくらい	さかわこやわたふしみ	しもふなか	とよかわかみふなか	そがしもそがこころづ	たちばな	
1 組織運営体制等															
(1) 組織運営体制															
1 Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	94.4%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	86.7%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	95.5%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 Q13	市町村が設置する定期的な連絡会に、毎回、出席しているか。	92.8%	91.7%	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 Q14	市町村から、担当領域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	97.2%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 Q15	把握した担当領域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	84.0%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	60.8%	41.7%	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
8 Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	69.3%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-site)を実施しているか。	77.0%	91.7%	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○
10 Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	66.8%	83.3%	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	72.5%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	96.7%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数		10.0	11.1	10	11	10	10	11	12	12	12	11	12	11	11
平均点数・%		83.0%	92.4%	83.3%	91.7%	83.3%	83.3%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%	91.7%	91.7%
(2) 個人情報の管理															
13 Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	92.0%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	88.9%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	93.0%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 Q25	個人情報の持出・開示等は、管理簿への記載と確認を行っているか。	70.1%	91.7%	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数		3.4	3.9	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
平均点数・%		86.0%	97.9%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(3) 利用者満足の向上															
17 Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	95.6%	75.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	96.5%	75.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	95.5%	75.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数		2.9	3.0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
平均点数・%		95.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1計 平均点数・個数		16.3	18	17	17	17	15	18	19	19	19	18	19	18	18
1計 平均点数・%		85.6%	93.9%	89.5%	89.5%	89.5%	78.9%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	94.7%	100.0%	94.7%	94.7%
2 個別業務															
(1) 総合相談支援															
20 Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	94.4%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 Q30	相談事例の経緯条件を、市町村と共有しているか。	73.4%	91.7%	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	94.3%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	97.9%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	95.6%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	95.0%	75.0%	○	○	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
平均点数・個数		5.5	5.7	6	5	6	6	5	6	6	5	6	5	6	6
平均点数・%		91.8%	94.4%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%
(2) 権利擁護															
26 Q36	成年後見制度の市町村長申立してに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	83.2%	91.7%	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	96.8%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28 Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	96.2%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 Q40	消費者被害に關し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	90.9%	83.3%	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
30 Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	84.0%	83.3%	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数		4.5	4.6	5	2	5	5	4	5	5	5	5	5	4	5
平均点数・%		90.3%	91.7%	100.0%	40.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	80.0%	100.0%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援															
31 Q42	担当領域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	92.0%	0.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32 Q43	介護支援専門員を対象とした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	68.8%	0.0%	×	×	○	○	○	○	×	○	×	○	×	○
33 Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	85.2%	0.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34 Q45	担当領域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	79.6%	0.0%	○	○	×	○	○	○	×	×	×	×	×	○
35 Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	72.7%	0.0%	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○
36 Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	78.1%	0.0%	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	○	○
平均点数・個数		4.8	4.1	4	4	5	5	4	4	2	3	5	3	4	6
平均点数・%		79.4%	74.2%	66.7%	66.7%	83.3%	83.3%	66.7%	66.7%	33.3%	50.0%	83.3%	50.0%	66.7%	100.0%

センター項目		全国調査結果	本市包括センター平均	しるやま	はくおう	じょうなん	はくさん	ひがしとみず	とみず	さくらい	さかわこやわたふるしみ	しもふなか	とよかわかみふなか	そがしもそがここう	たちばな
4) 地域ケア会議															
37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	83.2%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	78.1%	91.7%	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	88.3%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	77.1%	91.7%	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	87.0%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	82.8%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	79.5%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	69.2%	83.3%	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○
45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	88.3%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数		7.3	8.7	9	8	9	9	9	7	8	9	9	9	9	9
平均点数・%		81.5%	96.3%	100.0%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	77.8%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援															
46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	78.6%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	95.8%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	55.3%	58.3%	○	×	○	×	○	×	○	○	○	×	×
49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	83.3%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	93.8%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平均点数・個数		4.1	4.6	5	4	5	5	4	5	4	5	5	5	4	4
平均点数・%		81.4%	91.7%	1	0.8	1	1	0.8	1	0.8	1	1	1	0.8	0.8
2計 平均点数・個数		26.2	27	29	23	30	29	22	27	25	27	27	27	27	30
2計 点数・%		84.5%	86.8%	93.5%	74.2%	96.8%	93.5%	71.0%	87.1%	80.6%	87.1%	87.1%	87.1%	87.1%	96.8%
3 事業間連携(社会保険充実事業)															
51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	75.6%	83.3%	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○
52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	87.6%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	82.6%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	88.9%	100.0%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	89.1%	66.7%	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○
3計 平均点数・個数		4.2	4.5	5	4	4	5	4	4	5	4	5	4	5	5
3計 点数・%		84.8%	90.0%	100.0%	80.0%	80.0%	100.0%	80.0%	80.0%	100.0%	80.0%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%